

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省海事局外航課）

制 度 名	国際船舶の所有権保存登記等に係る課税の軽減措置の拡充・延長	
税 目	登録免許税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の概要】 外航日本船舶のうち国際海上輸送の確保上、重要な国際船舶に対する税制上の支援措置</p> <p>【要望の内容】 （拡充） 海上運送法第 2 条第 7 項に規定する船舶貸渡業を営む者が建造もしくは取得する国際船舶 所有権保存登記 税率 3/1000（本則 4/1000） 抵当権保存設定 税率 3/1000（本則 4/1000）</p> <p>（延長） 上記以外の者が建造もしくは取得する国際船舶 所有権保存登記 税率 3.5/1000（本則 4/1000） 抵当権保存設定 税率 3.5/1000（本則 4/1000）</p> <p>（要望期間） 2 年間（平成 30 年度～平成 31 年度）</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 82 条、租税特別措置法施行令第 43 条、 租税特別措置法施行規則第 31 条の 3</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲27 百万円 （ ー 百万円） （ ー 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>外航日本船舶の中でも、輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて重要である国際船舶の増加を促進し、外航日本船舶の国際競争力強化を図ることで、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国際船舶を中核とした外航日本船舶の増加を図ることで、排他的に管轄権の及ぶ自国籍船の確保による経済安全保障の確立が図られる。また、輸送能力、航海の態様及び運航体制の効率性等からみて国際海上輸送の確保上重要な船舶である国際船舶が増加することにより、日本商船隊の競争力強化が図られ、四面を海に囲まれた海洋立国である我が国の輸出入や日本企業の物流活動を支える事が可能となる。</p> <p>さらに、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立については、我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化により、安定的な国際海上輸送の確保の重要性が一層顕在化しており、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることは、喫緊の課題である。</p> <p>このような中、諸外国においては、外航船舶の保有に係る税負担の免除・軽減を図る措置がとられていることから、日本商船隊の競争力強化のため、引き続き、我が国での船舶保有に係る負担を軽減する本特例措置を継続することが不可欠である。</p> <p>加えて、近年の海運市況の低迷から日本商船隊を運航する我が国の船舶運航事業者が自ら船舶を保有することが厳しい状況下で、日本商船隊 2,411 隻（平成 28 年央）のうち約 3 分の 1 に当たる船舶を供給する船舶貸渡業者（本邦船主等）が国際船舶の保有を推進できるような環境整備を行うことが重要であり、船舶貸渡業者が建造又は取得する国際船舶の税率軽減を図ることが必要である。</p>	
	今回の要望に関連する事項	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策体系の中での位置付け】 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成 19 年 12 月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）においては、経済安全保障の観点から、外航日本船舶の意義・必要性が確認され、その必要規模は、外航日本船舶 450 隻とされたところ。</p> <p>【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。 業績指標：69 国際船舶の隻数</p> <p>政策の達成目標</p> <p>安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を平成 33 年央までに 294 隻に増加させる。</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（平成30年度及び平成31年度）						
	同上の期間中の達成目標	安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を平成31年央までに約262隻に増加させる。						
	政策目標の達成状況	現在、国際船舶の隻数は214隻（平成28年央）と増加傾向にあるものの、日本商船隊全体の約9%に過ぎず、その増加を図ることは喫緊の課題となっている。						
有効性	要望の措置の適用見込み	○今後の見込み（税収減分） <table border="1" data-bbox="561 622 1264 750"> <tr> <td>年 度</td> <td>30及び31年度の平均</td> </tr> <tr> <td>所有権保存</td> <td>60百万円(29隻)</td> </tr> <tr> <td>抵当権設定</td> <td>35百万円(9隻)</td> </tr> </table>	年 度	30及び31年度の平均	所有権保存	60百万円(29隻)	抵当権設定	35百万円(9隻)
	年 度	30及び31年度の平均						
所有権保存	60百万円(29隻)							
抵当権設定	35百万円(9隻)							
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	船舶保有に係る負担を軽減することで、国際船舶の着実な増加を促進することを目的としており、国際船舶の隻数は増加傾向にあることから、有効性が認められる。							
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国際船舶に係る課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第12項）						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—						
	要望の措置の妥当性	<p>国際船舶の隻数の増加を図るためには、船舶取得に係る負担の軽減にあわせて、保有に係る負担を軽減することにより、国際船舶投資の促進を図る必要があることから、登録免許税に対する特例措置を講ずることは妥当である。</p> <p>また、本特例措置により、輸送能力、航海の態様及び運航体制の効率性等からみて国際海上輸送の確保上重要な船舶である国際船舶の増加を図ることは、外航日本船舶の国際競争力強化につながり、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立を図ることを可能とするものであり、この点からも妥当である。</p>						

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○適用実績			
		年度	26	27	28
		実績	43 百万円 (16 隻)	52 百万円 (17 隻)	68 百万円 (28 隻)
		※海事局における国際船舶手続実績			
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—			
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置による1隻あたりの減税規模は数百万円と小規模ではあるが、国際船舶の登録時における負担軽減が図られているとともに、諸外国との間の船舶の登録時におけるコスト差の縮小が図られる。				
前回要望時の達成目標	安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を平成29年央までに約250隻に増加させる。				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成28年央の国際船舶隻数は214隻であり、平成27年央の隻数(193隻)から21隻増加しており、順調に推移している。				
これまでの要望経緯	<p>平成8年度 創設</p> <p>平成9年度 拡充要望(認められず)</p> <p>平成10年度 拡充・延長要望(延長のみ)</p> <p>平成11年度 拡充(海外から譲渡を受けた国際船舶(船齢5年未満に限る)を追加、国際船舶の定義の見直し)</p> <p>平成12年度 延長</p> <p>平成14年度 縮減・延長(税率1/1000→1.5/1000)</p> <p>平成16年度 縮減・延長(税率1.5/1000→2/1000)</p> <p>平成18年度 縮減・延長(税率2/1000→2.5/1000)</p> <p>平成20年度 延長</p> <p>平成22年度 延長(税率2.5/1000→3/1000)</p> <p>平成23年度 拡充要望(拡充認められず延長のみ)</p> <p>平成24年度 延長(税率3/1000→3.5/1000)</p> <p>平成26年度 拡充・延長要望(延長のみ)</p> <p>平成28年度 拡充・延長(船齢要件の撤廃、PSCによる拘留を一度も受けたことのない船舶に限定)</p>				

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	28	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国際船舶に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国際船舶の固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年間延長する。</li> <li>・ 特例措置の内容 国際船舶の課税標準について、外航船舶の課税標準の特例（外国船舶の価格の1/6）に1/3を乗じて得た額とする。</li> </ul>		
関係条文	<p>地方税法第349条の3第5項、附則第15条第12項 地方税法施行規則第11条の2、附則第6条第33項 海上運送法第44条の2、第44条の3、第45条、海上運送法施行規則第43条、第44条、第45条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — ( ▲601 ) [平年度] — ( ▲625 ) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 外航日本船舶の中でも、輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて重要である国際船舶の増加を促進し、外航日本船舶の国際競争力強化を図ることで、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 国際船舶を中核とした外航日本船舶の増加を図ることで、排他的に管轄権の及ぶ自国籍船の確保による経済安全保障の確立が図られる。また、輸送能力、航海の態様及び運航体制の効率性等からみて国際海上輸送の確保上重要な船舶である国際船舶が増加することにより、日本商船隊の競争力強化が図られ、四面を海に囲まれた海洋立国である我が国の輸出入や日本企業の物流活動を支える事が可能となる。</p> <p>さらに、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立については、我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化により、安定的な国際海上輸送の確保の重要性が一層顕在化しており、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることは、喫緊の課題である。</p> <p>このような中、諸外国においては、外航船舶の保有に係る税負担の免除・軽減を図る措置がとられていることから、引き続き、本特例措置を継続することにより、我が国での船舶保有に係る負担を軽減することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策体系の中での位置付け】</p> <p>交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）においては、経済安全保障の観点から、外航日本船舶の意義・必要性が確認され、その必要規模は、外航日本船舶450隻とされたところ。</p> <p>【政策評価体系における当該要望の措置の位置付け】</p> <p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化          施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。          業績指標：69 国際船舶の隻数</p>			
	政策の達成目標	安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を平成33年央までに294隻に増加させる。			
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（平成30年度～平成32年度）			
	同上の期間中の達成目標	安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を平成32年央までに約278隻に増加させる。			
政策目標の達成状況	現在、国際船舶の隻数は214隻（平成28年央）と増加傾向にあるものの、日本商船隊全体の約9%に過ぎず、その増加を図ることは喫緊の課題となっている。				
有効性	要望の措置の適用見込み		平成30年度	平成31年度	平成32年度
		適用隻数（隻）	167	180	194
		減税見込額（百万円）	601	624	648
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	船舶保有に係る負担を軽減することで、国際船舶の着実な増加を促進することを目的としており、国際船舶の隻数は増加傾向にあることから、有効性が認められる。			
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国際船舶の所有権保存登記等に係る課税の軽減措置（租税特別措置法第82条）			
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—			
	要望の措置の妥当性	<p>国際船舶の隻数の増加を図るためには、船舶取得に係る負担の軽減にあわせて、保有に係る負担を軽減することにより、国際船舶投資の促進を図る必要があることから、固定資産税に対する特例措置を講ずることは妥当である。</p> <p>また、本特例措置により、輸送能力、航海の態様及び運航体制の効率性等からみて国際海上輸送の確保上重要な船舶である国際船舶の増加を図ることは、外航日本船舶の国際競争力強化につながり、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立を図ることを可能とするものであり、この点からも妥当である。</p>			
	ページ	28—2			

税負担軽減措置等の適用実績	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
	適用隻数(隻)	107	115	122	131	144
	減税見込額(百万円)	481	523	490	522	557
※ 事業者団体調査及び海事局調査に基づく(年度は納税年度)						
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	① 課税標準(固定資産の価格) ② 適用実績 平成25年度 35,504,331千円 平成26年度 37,657,483千円 平成27年度 34,704,494千円					
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置による1隻あたりの減税規模は数百万円と小規模ではあるが、国際船舶を保有する際の負担軽減が図られているとともに、諸外国との間のコスト差の縮小が図られる。					
前回要望時の達成目標	安定的な国際海上輸送の確保上重要な国際船舶の整備を図るため、国際船舶の隻数を平成29年央までに約250隻に増加させる。					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成28年央の国際船舶隻数は214隻であり、平成27年央の隻数(193隻)から21隻増加しており、順調に推移している。					
これまでの要望経緯	平成8年度 拡充 (国際船舶(課税標準1/15)追加、外国貿易船(課税標準1/10)) 平成9年度 拡充 (国際船舶の対象として海外からの買い戻し船舶を追加) 平成11年度 拡充 (国際船舶の対象として船長・機関長2名配乗を対象要件に追加) 平成14年度 延長 平成19年度 延長 平成23年度 拡充 (国際船舶・外国貿易船・外航船舶非課税化を要望)(平成24年度以降の検討課題となる。) 平成24年度 拡充 (国際船舶の特例措置拡充(課税標準1/18)、外国貿易船の特例措置の廃止) 平成27年度 延長					
ページ	28—3					